墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（給料） 第２条　教育長の給料は、月額７９万円とする。	〔同左〕 第２条　教育長の給料は、月額７９万４，０００円とする。

付　則

この条例は、平成２１年１２月１日から施行する。